

保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）

概要（説明）

保育所等における安全安心な保育環境の向上を図るため、事故防止の取組みの強化を目的として、民間保育所、認定こども園において、事故発生時の応急対応や体調不良児の対応、保育士等に対する専門性を活かした指導や研修等を行う看護師等を配置するための経費を支給します。

- ・ 対象職種：看護師、准看護師、保健師又は助産師

発端（きっかけ）は何？

令和２年２月に、民間の認可保育所において、０歳児が食物誤嚥により死亡するという、大変痛ましい事故が発生しました。この事故を受け、事故検証部会において議論が行われ、再発防止に向けた本市への提言を受けました。

提言では「さまざまな職種の専門性を活かし、事故防止対策を強化するために、看護師、栄養士の配置を必須とすること」が国への要望すべき事項として挙げられたことから、国に対し「公定価格における看護師配置加算制度の創設」の要望を行いました。国による制度創設を待つのではなく、市として国に先んじて安全安心な保育環境の向上に向けた取組みを早急に進める必要があります。

また、保育現場での体調不良児の対応や食物アレルギー、喘息等の慢性疾患の対応、薬の管理、保護者への保健指導は、内容が専門的であるため保育士による対応には限界があります。また、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス感染症等の対応についても負担が大きく、保育所現場では看護師等の配置を望む声が大きくなっています。

以上のことから、事故発生時の応急対応や体調不良児の対応、保育士等に対する専門性を活かした指導や研修等を行う看護師等を配置するための経費を支給することとしました。

寄せられたご意見

特にありません。

今後の予定は？

保育所等における安全安心な保育環境の向上を図るため、令和４年度に大阪市特定教育・保育施設等運営補助金「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」を創設し、事故防止の取組みを強化します。

- ・ 令和５年３月３１日大阪市特定教育・保育施設等運営補助金「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」廃止
- ・ 令和５年４月１日大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費「保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）」創設

どこまで進んでいるのか？

○ これまでの経過

令和4年4月保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）開始